

高年齢者雇用安定助成金 高年齢者活用促進コース

制度ご案内 平成25年5月

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施した事業主に対し、助成金を支給します。



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

<http://www.jeed.or.jp/>

高年齢者雇用安定助成金 高年齢者活用促進コース

高年齢者を積極的に活用しようとする企業



計画の実施期間（2年以内）

高年齢者活用促進措置

- (1) **新たな事業分野への進出等**
 - ・ 高年齢者が働きやすい事業分野への進出（新分野への進出）
 - ・ 既存の職務内容のうち高年齢者の就労に向く作業の切り出し（職務の再設計）
- (2) **機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善**
 - ・ 高年齢者が就労可能となるような機械設備、作業方法、作業環境の改善等
- (3) **高年齢者の雇用管理制度の導入・見直し**
 - ・ 賃金制度・能力評価制度の導入等
 - ・ 短時間勤務制度・在宅勤務制度の導入等
 - ・ 専門職制度の導入等
 - ・ 研修システム・職業能力開発プログラムの開発等
- (4) **定年の引上げ等**
 - ・ 定年の引上げ
 - ・ 定年の定め廃止
 - ・ 希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

高年齢者が意欲を持っていきいきと働ける職場の拡大

1 支給対象となる事業主

高年齢者雇用安定助成金 高年齢者活用促進コース（以下「助成金」といいます。）は、次の①から⑥までのいずれにも該当する事業主に対して支給します。

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 環境整備計画書を機構理事長に提出し、計画認定を受けていること。
- ③ 認定された環境整備計画に基づき、環境整備計画の実施期間内に、次の(1)から(4)までのいずれかの高年齢者活用促進の措置（以下「高年齢者活用促進措置」といいます。）を実施した事業主であること。
 - (1) 新分野への進出 または 職務の再設計による、高年齢者の職場または職務（以下「職場等」といいます。）の創出
 - (2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善による、既存の職場等における高年齢者の就労の機会の拡大
 - (3) 高年齢者の雇用管理制度の導入・見直し
 - (4) 定年の引上げ等
- ④ 環境整備計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢法第8条および第9条（※1）を遵守していること。
- ⑤ 支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者（※2）が1人以上いること。
- ⑥ 高年齢者活用促進措置の実施に必要な許認可等を受けていること。

（※1）「高年齢法第8条および第9条」とは、60歳以上の定年を定めていることおよび65歳以上の定年か継続雇用制度（継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている場合も認められます。）を定めていることをいいます。

（※2）「雇用保険被保険者」とは、雇用保険の一般被保険者および高年齢者継続被保険者をいいます。

2 支給対象経費および支給額

① 支給対象経費

高齢者活用促進措置の実施に要した経費で、計画実施期間内に着手し、支給申請日までに支払いが完了したものに限りします。

② 支給額

上限500万円で、支給対象経費の1/2(中小企業は2/3)を支給します(千円未満は切捨て)。

ただし、当該高齢者活用促進措置の対象となる、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者1人につき20万円を上限とします。

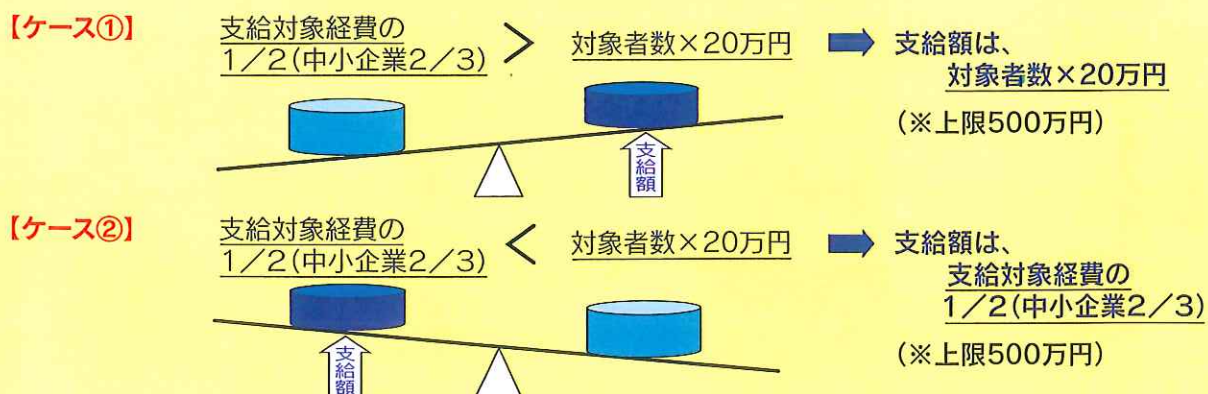
	高齢者活用促進措置の区分			
	(1) 新分野への進出等	(2) 機械設備の導入等	(3) 雇用管理制度の導入等	(4) 定年の引上げ等
① 高齢者活用促進措置の内容 (計画実施期間内にいずれかの措置を実施(複数実施可))	- 新分野への進出 - 職務の再設計	- 機械設備の導入・改善 - 作業方法の導入・改善 - 作業環境の導入・改善	- 高齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善 - 労働時間制度(短時間勤務制度、隔日勤務制度等)の導入 - 在宅勤務制度の導入 - 高齢者の研修システム、職業能力開発プログラムの開発・導入・改善	就業規則または労働協約による、定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入
② 支給対象経費	① 計画策定経費 ② 許認可等手続経費 ③ 職務分析、機械設備の購入、改修工事経費 ④ 高齢者の講習経費 ⑤ 事務所、機械設備の賃借料 ⑥ コンサルタント経費 ⑦ その他必要と認められる経費	① 作業手順書の作成、機械設備の購入、改修工事等に要した経費 ② 高齢者の講習経費 ③ 機械設備の賃借料 ④ コンサルタント経費 ⑤ その他必要と認められる経費	① 専門家への委託費・コンサルタント経費 ② ソフトウェア開発、備品購入経費 ③ ソフトウェアまたは備品の賃借料 ④ その他必要と認められる経費	① 専門家への委託費・コンサルタント経費 ② その他必要と認められる経費
【70歳以上まで働ける制度の導入による、みなし費用】(※3) 上記(1)から(4)までのいずれかの高齢者活用促進措置の実施に要した経費のある事業主が、就業規則または労働協約により、新たに次の(a)から(c)までのいずれかの措置を実施した場合は、当該措置の実施に100万円の費用を要したものとみなします。 (a) 70歳以上への定年の引上げ (b) 定年の定め廃止 (c) 65歳以上への定年の引上げおよび希望者全員を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入				
③ 支給額	上限500万円で、上記の支給対象経費の1/2(中小企業は2/3)の額とします。 ただし、<u>当該高齢者活用促進措置の対象となる、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者1人につき20万円を上限</u>とします。(※4)			

(※3) 過去に中小企業定年引上げ等奨励金、継続雇用定着促進助成金、高齢者職域拡大等助成金、高齢者雇用モデル企業助成金、70歳定年引上げ等モデル企業助成金の支給を受けた事業主に対しては、適用しません。また、企業単位で1回限りの申請となります。

(※4) 人事異動等による配置転換により、同一企業で同一人を複数回対象として申請することはできません。

(参考) 支給額のイメージ

支給対象経費の1/2(中小企業2/3)と、対象者数×20万円を比較して、少ない方の額が支給額となります。



3 計画書の提出の手続き

助成金の支給を受けようとする事業主は、環境整備計画書に必要書類を添えて、環境整備計画の開始日から起算して6か月前の日から2か月前の日までに、主たる事務所または当該高年齢者活用促進措置を実施する事業所の所在する都道府県の高齢・障害者雇用支援センター（以下「高齢・障害者雇用支援センター」といいます。）を経由して独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」といいます。）に提出してください。

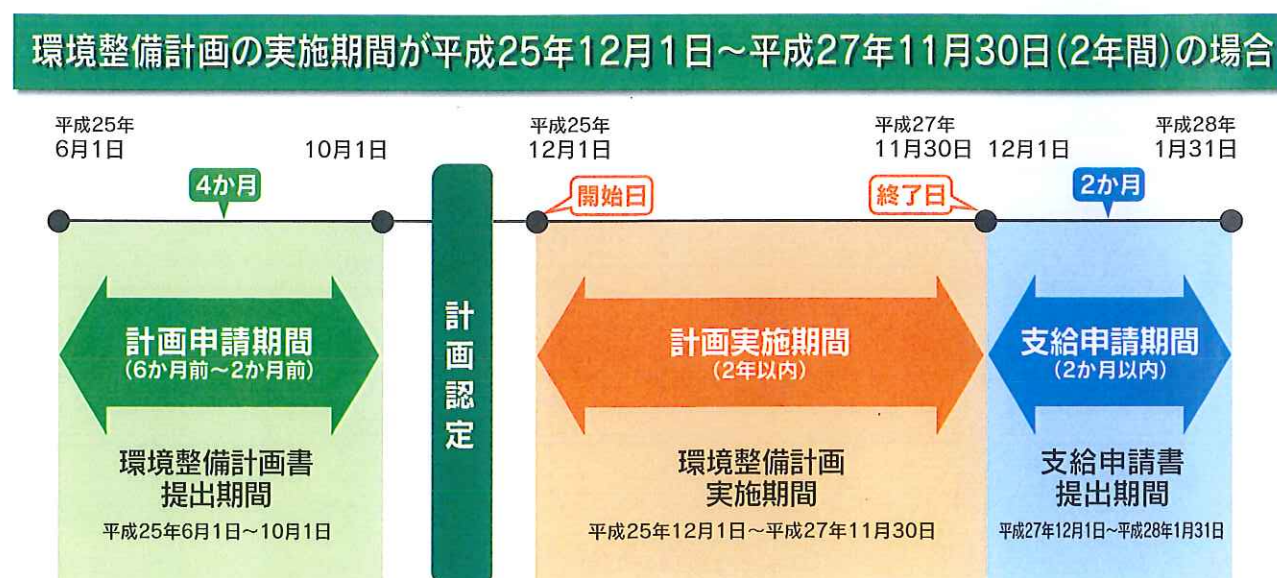
4 計画書の変更の手続き

環境整備計画の認定を受けた事業主が、環境整備計画書に記載した事項を変更しようとするときは、環境整備計画書（変更）に必要書類を添えて、当該変更に係る取組みを開始しようとする日から起算して1か月前の日までに、高齢・障害者雇用支援センターを経由して機構に提出してください。

5 支給申請書の提出の手続き

支給申請書に必要書類を添えて、環境整備計画の実施期間の終了日の翌日から起算して2か月以内に、高齢・障害者雇用支援センターを経由して機構に提出してください。

【図1】受給手続き（例）



6 他の助成金との併給の制限

この助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の事由により、他の助成金や補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しません。詳しくは都道府県の高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。

7 助成金を受給できない事業主

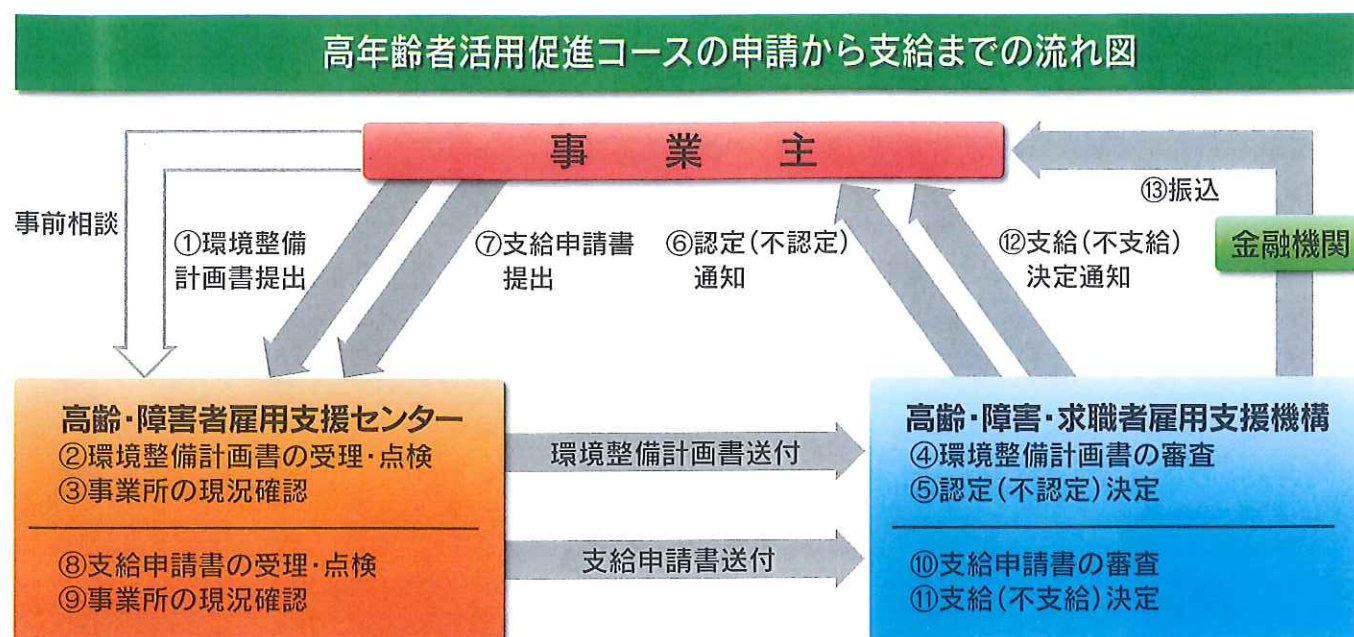
次のいずれかに該当する事業主に対しては、助成金は支給しません。

- ① 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主、または申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主

※ 不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない給付金の支給を受け、または受けようとすることをいいます。

- ② 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主
- ③ 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- ④ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- ⑤ 暴力団と関わりのある事業主
- ⑥ 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主

【図2】申請から支給までの流れ図



(参考)中小企業とは…

業種ごとに下表のとおりとします。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

ご利用に当たっての注意事項

- ① 助成金の申請に関して、調査または報告を求める場合があります。求められた書類等が機構の定める期限までに提示または提出されない場合には、助成金は支給しません。
- ② 不正受給を行った事業主は、助成金の返還を求められることがあります。
- ③ 不正受給を行った事業主は、当機構ホームページで公表します。公表の内容は以下のとおりです。
 - ・事業主の名称、代表者氏名
 - ・事業所の名称、所在地、概要
 - ・不正受給の金額、内容
 手段が悪質な場合などは、刑事事件として告発することがあります。
- ④ 機構に提出した環境整備計画書、支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。
- ⑤ 助成金の認定・不認定の決定、支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。

問い合わせ先

●この助成金の詳細については、下記の高齢・障害者雇用支援センター（注）へお問い合わせください。

（注）高齢・障害者雇用支援センターは、当機構地域障害者職業センターの雇用支援課（東京、大阪は窓口サービス課）の通称です。

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
北海道高齢・障害者雇用支援センター	〒060-0004	札幌市中央区北4条西4丁目1 札幌国際ビル4階	011-200-6685
青森高齢・障害者雇用支援センター	〒030-0822	青森市中央1-25-9 あおばビル中央6階	017-721-2125
岩手高齢・障害者雇用支援センター	〒020-0024	盛岡市菜園1丁目12番10号 日鉄鉱盛岡ビル5階	019-654-2081
宮城高齢・障害者雇用支援センター	〒980-0021	仙台市青葉区中央3丁目2-1 青葉通プラザ13階	022-713-6121
秋田高齢・障害者雇用支援センター	〒010-0951	秋田市山王3丁目1番7号 東カンビル3階	018-883-3610
山形高齢・障害者雇用支援センター	〒990-0039	山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形3階	023-674-9567
福島高齢・障害者雇用支援センター	〒960-8054	福島市三河北町7-14 福島職業訓練支援センター内	024-526-1510
茨城高齢・障害者雇用支援センター	〒310-0803	水戸市城南1丁目1-6 サザン水戸ビル7階	029-300-1215
栃木高齢・障害者雇用支援センター	〒320-0811	宇都宮市大通2-1-5 明治安田生命宇都宮大通ビル2階	028-610-0655
群馬高齢・障害者雇用支援センター	〒379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-287-1511
埼玉高齢・障害者雇用支援センター	〒330-0074	さいたま市浦和区北浦和4-5-5 北浦和大栄ビル5階	048-814-3522
千葉高齢・障害者雇用支援センター	〒261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2901
東京高齢・障害者雇用支援センター	〒130-0022	墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284
神奈川高齢・障害者雇用支援センター	〒231-0003	横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階	045-640-3046
新潟高齢・障害者雇用支援センター	〒951-8061	新潟市中央区西堀通6番町866号 NEXT21ビル12階	025-226-6011
富山高齢・障害者雇用支援センター	〒930-0004	富山市桜橋通り1-18 住友生命富山ビル7階	076-471-7770
石川高齢・障害者雇用支援センター	〒920-0856	金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ1階	076-255-6001
福井高齢・障害者雇用支援センター	〒910-0005	福井市大手2丁目7番15号 明治安田生命福井ビル10階	0776-22-5560
山梨高齢・障害者雇用支援センター	〒400-0031	甲府市丸の内2丁目7-23 鈴与甲府ビル1階	055-236-3163
長野高齢・障害者雇用支援センター	〒380-0836	長野市南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル6階	026-269-0366
岐阜高齢・障害者雇用支援センター	〒500-8856	岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル5階	058-253-2723
静岡高齢・障害者雇用支援センター	〒420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7階	054-205-3307
愛知高齢・障害者雇用支援センター	〒450-0002	名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625
三重高齢・障害者雇用支援センター	〒514-0002	津市島崎町327-1	059-213-9255
滋賀高齢・障害者雇用支援センター	〒520-0056	大津市末広町1番1号 日本生命大津ビル3階	077-526-8841
京都高齢・障害者雇用支援センター	〒600-8006	京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99 四条SETビル5階	075-254-7166
大阪高齢・障害者雇用支援センター	〒541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル3階	06-4705-6927
兵庫高齢・障害者雇用支援センター	〒650-0023	神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル2階	078-325-1792
奈良高齢・障害者雇用支援センター	〒630-8122	奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245
和歌山高齢・障害者雇用支援センター	〒640-8154	和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル6階	073-499-4175
鳥取高齢・障害者雇用支援センター	〒680-0835	鳥取市東品治町102 鳥取駅前ビル3階	0857-50-1545
島根高齢・障害者雇用支援センター	〒690-0887	松江市殿町111 山陰放送・第一生命共同ビル3階	0852-60-1677
岡山高齢・障害者雇用支援センター	〒700-0907	岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビル4階	086-801-5150
広島高齢・障害者雇用支援センター	〒730-0013	広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル7階	082-511-2631
山口高齢・障害者雇用支援センター	〒753-0074	山口市中央5-7-3 山口センタービル2階	083-995-2050
徳島高齢・障害者雇用支援センター	〒770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-611-2388
香川高齢・障害者雇用支援センター	〒761-8063	高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業訓練支援センター内	087-814-3791
愛媛高齢・障害者雇用支援センター	〒790-0006	松山市南堀端町5番地8 オワセビル4階	089-986-3201
高知高齢・障害者雇用支援センター	〒780-0053	高知市駅前町5番5号 大同生命高知ビル7階	088-861-2212
福岡高齢・障害者雇用支援センター	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴2-1-10 ORE福岡赤坂ビル5階	092-718-1310
佐賀高齢・障害者雇用支援センター	〒840-0816	佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル5階	0952-37-9117
長崎高齢・障害者雇用支援センター	〒850-0862	長崎市出島町1番14号 出島朝日生命青木ビル5階	095-811-3500
熊本高齢・障害者雇用支援センター	〒860-0844	熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-311-5660
大分高齢・障害者雇用支援センター	〒870-0026	大分市金池町1丁目1番1号 大交セントラルビル3階	097-548-6691
宮崎高齢・障害者雇用支援センター	〒880-0805	宮崎市橘通東5丁目4番8号 岩切第2ビル3階	0985-77-5177
鹿児島高齢・障害者雇用支援センター	〒892-0844	鹿児島市山之口町1番10号 鹿児島中央ビル11階	099-219-2000
沖縄高齢・障害者雇用支援センター	〒900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301

以下のホームページもご参照ください。

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → <http://www.jeed.or.jp/>

●高齢者関係の給付金については → <http://www.jeed.or.jp/elderly/employer/subsidy/subsidy.html>



高年齢者雇用安定助成金 高年齢者活用促進コース をご活用ください

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施した事業主に対し、助成金を支給します。

高年齢者を積極的に活用しようとする企業



高年齢者活用促進措置

(1) 新たな事業分野への進出等

・新たな事業分野への進出、職務の再設計による職場または職務の創出

【措置例】

新分野への進出に必要な機器の整備

(2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

・高年齢者が就労可能となるような機械設備、作業方法、作業環境の改善等

【措置例】

重量物搬送作業におけるフォークリフトの導入、作業場の照度を高めるためのLEDの導入

(3) 高年齢者の雇用管理制度の導入・見直し

・高年齢者の就労機会を拡大するための能力開発、賃金体系、労働時間等の導入・見直し

【措置例】

短時間勤務制度の導入

(4) 定年の引上げ等

・定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

【措置例】

70歳以上まで働ける制度の導入
(定年年齢70歳以上とする制度、定年制の廃止、希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度)

高年齢者の雇用環境整備に関する計画（実施期間2年以内）の策定

計画提出

計画認定

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構

高年齢者が意欲をもっていきいきと働ける職場の拡大

【支給額】

上限500万円。「高年齢者活用促進措置」に要した経費の2分の1（中小企業は3分の2）を支給します。ただし、当該高年齢者活用促進措置の対象となる、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者1人につき、20万円を上限とします。

【受給手続き】

この助成金の支給を受けようとする事業主は、環境整備計画書を当該計画の開始日から起算して6か月前の日から2か月前の日までに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出し、認定を受ける必要があります。

【お問い合わせ先】

申請をお考えの際は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県の高齢・障害者雇用支援センターまでお問い合わせください。

当機構のホームページ（<http://www.ieed.or.jp/>）でもご案内しています。



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers